

魚津市耐震改修促進計画

平成23年1月策定

平成31年3月改定

魚津市

【 目 次 】

第1章 計画の目的と位置づけ

1

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画改定の背景
- 5 想定される地震の規模・被害の状況
 - (1) 県内の活断層と地震
 - (2) 活断層について
 - (3) 過去の地震
 - (4) 被害想定

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

7

- 1 住宅の耐震化の現状と目標
 - (1) 耐震化の現状
 - (2) 目標設定における背景と課題
 - (3) 耐震化の目標
- 2 建築物の耐震化の現状と目標
 - (1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標
 - ア 耐震化の現状
 - イ 目標における背景と課題
 - ウ 耐震化の目標
 - (2) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

- 1 耐震化の取組み基本方針
 - (1) 所有者等の役割
 - (2) 県及び本市の役割
 - (3) 建築関係団体の役割
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援
 - (1) 住宅の耐震化支援
 - (2) 建築物の耐震化支援
 - (3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知
- 3 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等
 - (1) 耐震診断が義務付けられた大規模な建築物について
 - (2) 防災拠点施設について
 - (3) 避難路沿道建築物について
 - (4) 各種認定制度等による耐震化の促進

- 1 相談体制の充実
- 2 パンフレットや耐震改修工事事例集の配布及び講習会等の実施
 - (1) パンフレット等の配布
 - (2) ホームページ等の充実と広報誌等の活用
 - (3) 出前講座等の開催
- 3 リフォームにあわせた耐震改修の推進
- 4 防災査察等を活用した啓発活動
- 5 自主防災組織等との連携
- 6 高齢者等に対する啓発活動
- 7 県、関係団体との連携

第1章 計画の目的と位置づけ

1 計画の目的

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入（昭和56年6月）される以前の建築物の耐震化を図ることにより市民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策を定めます。

地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、富山県と連携しながら耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成28年3月25日国土交通省告示第529号。以下「基本方針」という。）及び「富山県耐震改修促進計画」に基づき策定します。また、本計画は本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置づけられるもので、「魚津市総合計画」及び「魚津市地域防災計画」と整合を図ります。

3 計画期間

本計画は、「富山県耐震改修促進計画」に合わせ平成37（2025）年度までとし、平成37年度の目標を設定します。社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

4 計画改定の背景

平成18年1月26日に改正耐震改修促進法が施行されました。同法に基づき本市では住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、平成23年1月に「魚津市耐震改修促進計画」を策定しました。

計画は平成27年度に終期を迎えましたが、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があること、東日本大震災の被害などにより平成25年に耐震改修促進法が改正されたこと、国における住宅・建築物の耐震化率目標が見直しされたこと、これらを踏まえて「富山県耐震改修促進計画」が改定されたことなどから、本市における耐震化率の現状を踏まえ、計画を見直すものです。

5 想定される地震の規模・被害の状況

(1) 県内の活断層と地震

今後、本市で起こり得る大規模な地震を予測し被害を想定することは、地震災害対策を推進するうえで前提となるものです。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や市民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できます。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

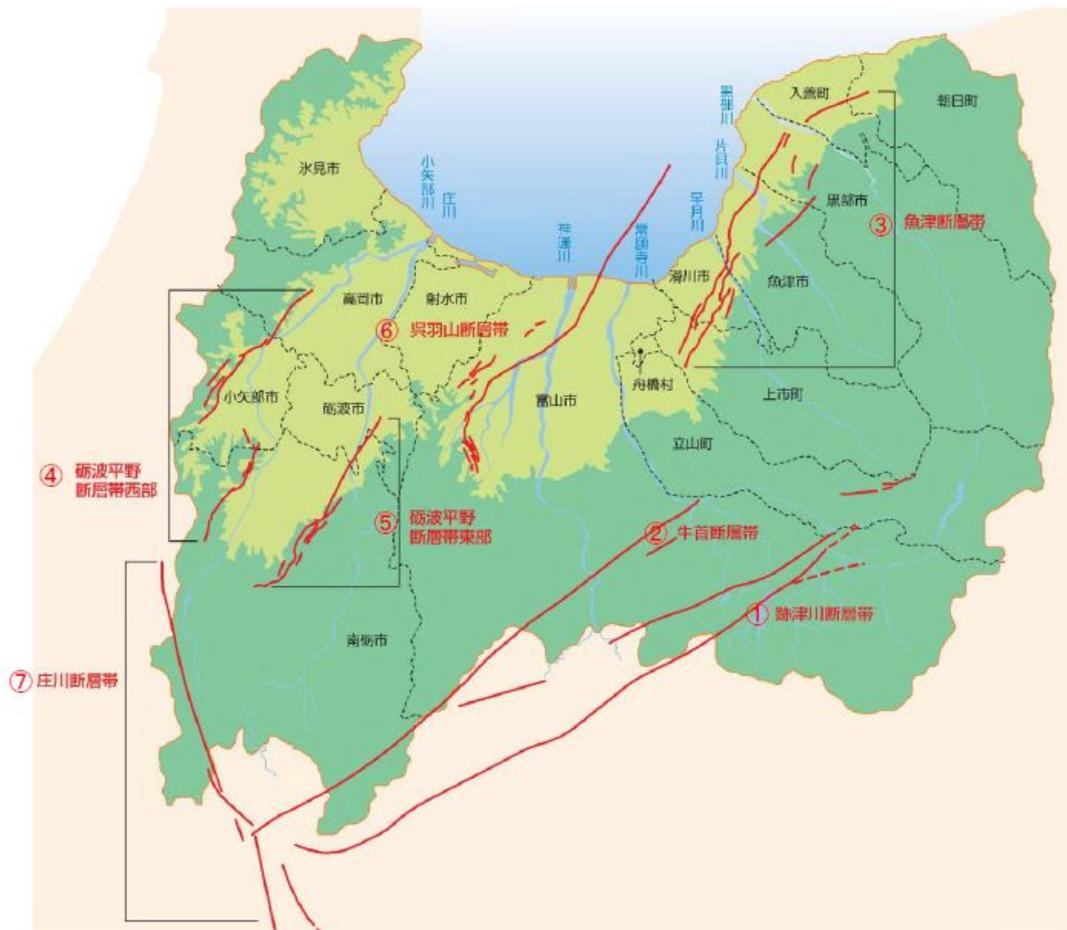
(2) 活断層について

活断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

断層は、地震の発生源となる可能性をはらみ、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されています。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表しています。現在公表されている県内の活断層については、次のとおりです。

- ① 跡津川断層帯
- ② 牛首断層帯
- ③ 魚津断層帯
- ④ 砺波平野断層帯西部
- ⑤ 砺波平野断層帯東部
- ⑥ 呉羽山断層帯
- ⑦ 庄川断層帯



富山県の断層帯略図

出典) 富山県耐震改修促進計画

(3) 過去の地震

本県に関する歴史地震は、(表1「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」)のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されています。

また、1923年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計509回(2018年12月末現在)であり、そのうち、震度4以上を観測した地震は9回と全国的にも有感地震の少ない県です。(表2「富山県内で震度4以上を記録した地震一覧」参照)

なお、津波被害に関しては近年記録が無く、被害の実態はつかめませんが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来全くなかったという確証はありません。

表1 富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

| 発生年 | 地震名（地域） | マグニチュード | 県内の被害等 | 県内の震度 |
|------------------|---------|----------|-------------------|-------|
| 863年 （貞観5年） | | 7以上 | 民家破壊し、圧死者多数 | |
| 1586年 （天正13年） | （飛騨白川谷） | 7.8±1 | 木舟城崩壊、白川谷被害多し | （5～6） |
| 1662年 （寛文2年） | （琵琶湖付近） | 7.25～7.6 | 神社仏閣人家被害、死傷者多し | （5） |
| 1668年 （寛文8年） | | | 伏木・放生津・小杉で潰家あり | |
| 1707年 （宝永4年） | 宝永地震 | 8.4 | 家屋倒壊、天水桶ごとごとく転倒す | （5～6） |
| 1858年 （安政5年） | 飛越地震 | 7.0～7.1 | 大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し | （5～6） |
| 〃 | （大町付近） | 5.7 | | — |

出典）魚津市地域防災計画

表2 富山県内で震度4以上を記録した地震一覧

| 発生年 | 震央地名 | マグニチュード | 県内の被害等 | 県内の震度 |
|------------------|---------|---------|----------------------|---|
| 1933年 （昭和8年） | 石川県能登地方 | 6.0 | 傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂 | 伏木4 |
| 1944年 （昭和19年） | 三重県南東沖 | 7.9 | 不明 | 富山4 |
| 1948年 （昭和23年） | 福井県嶺北 | 7.1 | 西部で被害 | 富山4 |
| 1952年 （昭和27年） | 石川県西方沖 | 6.5 | 硝子破損 | 富山、八尾、女良4 |
| 1993年 （平成5年） | 石川県能登地方 | 6.6 | 非住家、水路、ため池に被害 | 富山、伏木4 |
| 2000年 （平成12年） | 石川県西方沖 | 6.2 | 被害なし | 小矢部4 |
| 2007年 （平成19年） | 能登半島沖 | 6.9 | 重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5 | 富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4 |
| 〃 | 新潟県上中越沖 | 6.8 | 軽傷1 | 氷見、舟橋4 |
| 2013年 （平成25年） | 石川県加賀地方 | 4.2 | 被害無し | 小矢部4 |

出典）富山県耐震改修促進計画

(4) 被害想定

地震には海溝型地震と内陸型地震があります。当市には魚津断層帯の存在が確認されていますが、過去の記録から本市により影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層や呉羽山断層といった大規模な活断層による内陸の直下型地震だと考えられます。

被害の想定は下表のとおりですが、これは一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震被害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提をもとに取り扱う必要があります。

表3 跡津川断層地震

| 項目 | | | 被害予測 | |
|-------|----------|-----------|---------|---------|
| 人的被害 | 死者 | | 21 人 | |
| | 負傷者 | | 557 人 | |
| り 災 者 | | | 2,174 人 | |
| 物的被害 | 住 宅 | 木造 | 全壊 | 256 棟 |
| | | | 半壊 | 1,073 棟 |
| | | 鉄骨造 | 全壊 | 113 棟 |
| | | | 半壊 | 15 棟 |
| | | 鉄筋コンクリート造 | 全壊 | 15 棟 |
| | | | 半壊 | 3 棟 |
| | 火 災 | 焼失 | 全体 | 210 棟 |
| | | | 住宅 | 82 棟 |
| | 道路被害 | | | 13 箇所 |
| | ライフライン施設 | 上水道被害 | | 83 箇所 |
| | | 下水道被害 | | 31 箇所 |
| 電柱被害 | | 38 本 | | |

出典) 魚津市地域防災計画

表4 呉羽山断層地震

| 項目 | | 魚津市の被害予測 | | | | |
|----------|-------|---------------|-------|--------|-------|--------|
| 物的被害 | 建物の被害 | 建物分類 | | 住宅 | 非住宅 | 合計 |
| | | 現況(棟) | | 20,797 | 9,360 | 30,157 |
| | | 地盤の揺れ | 全壊(棟) | 30 | 10 | 40 |
| | | | 半壊(棟) | 6,424 | 2,911 | 9,335 |
| | | 地盤の液化化 | 全壊(棟) | 0 | 0 | 0 |
| | | | 半壊(棟) | 8 | 0 | 8 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 全壊(棟) | 0 | 0 | 0 |
| | | | 半壊(棟) | 4 | 0 | 4 |
| | | 合計 | 全壊(棟) | 30 | 10 | 40 |
| | | | 半壊(棟) | 6,436 | 2,911 | 9,347 |
| | | 火災・延焼 | 出火(棟) | 0 | 0 | 0 |
| | | | 延焼(棟) | 0 | 0 | 0 |
| | | | 合計(棟) | 0 | 0 | 0 |
| | | 建物屋外付帯物の落下(棟) | | 0 | 0 | 0 |
| | | ブロック塀等倒壊 | 現況(件) | 6,438 | | |
| 倒壊(件) | 151 | | | | | |
| 自動販売機の転倒 | 現況(件) | 3,441 | | | | |
| | 転倒(件) | 27 | | | | |
| 人的被害 | 死傷者 | 調査時人口(人) | | 44,656 | | |
| | | 被害項目 | | 死者数 | 負傷者数 | 合計 |
| | | 建物の倒壊(人) | | 2 | 916 | 918 |
| | | 急傾斜地崩壊(人) | | 0 | 0 | 0 |
| | | 火災・延焼(人) | | 0 | 0 | 0 |
| | | 各種の塀倒壊(人) | | 0 | 1 | 1 |
| | | 自動販売機の転倒(人) | | 0 | 0 | 0 |
| | | 建物屋外付帯物の落下(人) | | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計(人) | | 2 | 917 | 919 |
| | | 避難者数 | 避難者数 | 経過時間 | | 発災時 |
| 避難所(人) | | | | 4,556 | 5,686 | 7,498 |
| 避難所以外(人) | | | | 2,453 | 3,061 | 4,037 |
| 合計(人) | | | | 7,009 | 8,747 | 11,535 |

出典) 魚津市地域防災計画

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

本市の住宅総数は、約16,480戸です。このうち、耐震性があると思われる住宅戸数は約11,397戸と推測され、耐震化率は約69%です。

表5 住宅の耐震化現状

| | | H20調査 | H25調査 |
|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 住宅総数 | | 15,200戸 | 16,480戸 |
| (昭和56以前建築のもの) | | (6,924戸) | (6,553戸) |
| 耐震性が不十分 | | 5,253戸 | 5,083戸 |
| (率) | | 35% | 31% |
| 内訳 | 木造戸建住宅 | 11,650戸 | 12,160戸 |
| | (昭和56以前建築のもの) | (5,861戸) | (5,813戸) |
| | 耐震性が不十分 | 4,998戸 | 4,905戸 |
| | (率) | 43% | 40% |
| | その他の住宅 | 3,550戸 | 4,320戸 |
| | (昭和56以前建築のもの) | (1,063戸) | (740戸) |
| 耐震性が不十分 | | 255戸 | 178戸 |
| (率) | | 7% | 4% |
| 総戸数 | | 約15,200戸 | 約16,500戸 |
| 耐震性あり | | 約 9,950戸 | 約11,400戸 |
| 耐震性なし | | 約 5,250戸 | 約 5,100戸 |
| 耐震化率 | | 約 65% | 約 69% |

※国土交通省の推測に基づき、昭和56年以前建築の木造戸建住宅の約88%、共同住宅の約24%が、耐震性が不十分であると推測（耐震改修を実施したものは耐震性が不十分なものから除外）

（出典 H20・25住宅・土地統計調査）

(2) 目標設定における背景と課題

国の定める「基本方針」では、住宅については現状の82%を平成32年度までに少なくとも95%にするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

耐震化率の目標については、本市の耐震化率の現状（国の82%に対し69%）を踏まえれば、全ての住宅の耐震化は難しい状況です。

耐震化率向上の要素として、①耐震改修工事の実施、②昭和56年以前の耐震性の無い住宅の建て替え又は除却等、③新設住宅の増加、の3点が考えられますが、耐

震性を満たす住宅は新築によるものがその多くを占めているものと想定されます。

富山県は、1住宅あたりの延べ面積が全国1位(※)であるなど、大きな住宅が多く、耐震改修工事に費用がかかることや、全国と比較して有感地震が少ないため、地震に対する意識が高くないこと、世帯分離の進行により耐震性の無い住宅建て替えが進んでいないことなどが要因となり、全国と比較して耐震化率が低い状況となっています。

これらの状況を踏まえ、耐震改修の実施のほか、耐震性を満たす住宅への建て替えも含め、意識啓発や周知活動、支援制度の活用などの施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

(※) H25住宅・土地統計調査による

(3) 耐震化の目標

これまでの耐震化率の推移や、世帯分離の進行により耐震性の無い住宅の建て替えが進んでいない状況が今後も続くことや、富山県耐震改修促進計画の目標等を踏まえ、平成37年度末に耐震化率を90%にすることを目標とします。

2 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

ア 耐震化の現状

本市の多数の者が利用する建築物の総数は185棟です。このうち、耐震性があると思われる棟数は159棟で、耐震化率は85.9%です。(次頁表6参照)

イ 目標設定における背景と課題

国の定める基本方針では、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、現状の85%を平成32年までに少なくとも95%にすることを目標としています。

本市では、平成22年度から平成29年度の間耐震化率は74.3%から85.9%へ向上しましたが、まだ耐震性の不十分な建築物が多数残っており、耐震化への意識啓発のための取り組みが行き届いていないことが原因と考えられます。

ウ 耐震化の目標

被災時に重要な役割を担う施設や避難所、弱者の滞在する施設については、計画的に耐震化を図ります。また、比較的滞在期間の長い施設や民間施設の割合が多い、多くの市民が集まる集客施設及びその他の多数の者が利用する建築物に対して耐震化の普及啓発を図り、特定建築物全体として、耐震化率を95%にすることを目標とします。

表6 多数の者が利用する建築物の耐震化状況

| 類型 | 計 | 耐震性有 | 耐震性不十分 | 耐震化率 |
|---|------|------|--------|--------------|
| 1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設 (庁舎、警察署、消防署、その他公益上必要な施設、病院、診療所等) | 17棟 | 14棟 | 3棟 | 82.4% |
| 2. 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設 (幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護学校、体育施設、社会福祉施設等) | 62棟 | 52棟 | 10棟 | 83.9% |
| 3. 比較的滞在時間の長い施設 (ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舎、下宿等) | 49棟 | 46棟 | 3棟 | 93.9% |
| 4. 多くの市民が集まる施設 (劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等) | 21棟 | 17棟 | 4棟 | 81.0% |
| 5. その他の特定建築物 (事務所、工場、自動車車庫等) | 36棟 | 30棟 | 6棟 | 83.3% |
| 計 | 185棟 | 159棟 | 26棟 | 85.9% |

※多数の者が利用する建築物

- ・耐震改修促進法に定められている、3階建以上かつ1,000㎡以上の建築物。
(幼稚園・保育所は2階建以上かつ500㎡以上、小中学校・老人ホーム等は2階建以上かつ1,000㎡以上)

※耐震性有棟数の算定について

- ・耐震診断未実施の特定建築物については、国土交通省の推計手法に準じて推計した。
(庁舎、警察署、消防署、幼稚園、体育施設、劇場・展示場等、その他の特定建築物：49.6% 病院：42.1% 学校施設：29.6% 社会福祉施設：44.6% ホテル、旅館：35.8% 賃貸住宅、寄宿舎等：76.0% 店舗等：47.8%)

(2) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

本計画では、地震災害時において災害対策拠点機能の確保を図る上で、重要な施設である、災害時の拠点施設等、病院施設、学校施設、公共賃貸住宅の総数は、78棟です。このうち、耐震性がある棟数は60棟で、耐震化率は76.9%です。

今後、募集停止中の公共賃貸住宅は除却を予定しており、耐震化率の向上を見込めますが、同様に耐震化率を95%にすることを目標とします。

表7 公的施設等の耐震化状況

| | 計 | 建築年代別棟数 | | 耐震改修済棟数 | 耐震化状況 | | |
|-------------------------|-----|-----------|-----------|---------|-----------|------|--------------|
| | | 昭和56年以前建築 | 昭和57年以降建築 | | 昭和56年以前建築 | 耐震性有 | 耐震性不十分 |
| 災害時の拠点施設等（庁舎、消防、警察関係施設） | 7棟 | 3棟 | 4棟 | 0棟 | 4棟 | 3棟 | 57.1% |
| 病院施設（主要医療機関） | 11棟 | 0棟 | 11棟 | 0棟 | 11棟 | 0棟 | 100% |
| 学校施設 | 26棟 | 11棟 | 15棟 | 11棟 | 26棟 | 0棟 | 100% |
| 公共賃貸住宅（※） | 34棟 | 19棟 | 15棟 | 0棟 | 19棟 | 15棟 | 55.9% |
| 計 | 78棟 | 33棟 | 45棟 | 11棟 | 60棟 | 18棟 | 76.9% |

（※）市営住宅 32棟、特定公共賃貸住宅 2棟

（※）耐震性不十分な15棟は、全て募集を停止し除却を予定しているもの

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の取組み基本方針

これまで多数の者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていましたが、平成25年の耐震改修促進法の改正により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられました。

このことから、既存建築物の耐震化を推進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、市民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

本市においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により市内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

(1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

(2) 県及び本市の役割

県が、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めることから、本市は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

- ①魚津市耐震改修促進計画の改定
- ②耐震化支援策の実施
- ③相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④建築関係団体・自主防災組織等の地域との連携・調整

(3) 建築関係団体との役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

本市は、住宅・建築物の所有者等に、耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

○耐震診断・耐震改修に対する支援制度

| 事業名 | 対象 | | 内容 | | 補助 | |
|------------------|----|-----|----|----|----|-----|
| | 住宅 | 非住宅 | 診断 | 改修 | 国庫 | その他 |
| 木造住宅耐震診断支援事業 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 木造住宅耐震改修支援事業 | ○ | | | ○ | ○ | |
| 住みよい家づくり資金融資制度 | ○ | | | | | ○ |
| 住宅・建築物安全ストック形成事業 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |

(1) 住宅の耐震化支援

①木造住宅耐震診断支援事業

県では、平成15年度より耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、県から委託を受けた（一社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うと共に、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

○木造住宅耐震診断支援事業の概要

| 制度名称 | 概要 | |
|---------------------|------------|---|
| 木造住宅耐震診断支援制度 (県) | 内 容 | ・木造戸建住宅の耐震診断を行う方への助成 |
| | 申請される方の負担額 | ・県が耐震診断に要する費用の約9割を負担 ○延床面積280㎡以下の場合 図面がある場合 2,000円 図面がない場合 4,000円 ○延床面積280㎡超の場合 図面がある場合 3,000円 図面がない場合 6,000円 |
| | 対 象 | (1)木造一戸建て、階数が2以下 (2)昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの (3)在来軸組み工法であるもの |
| | 申し込み先 | ・（一社）富山県建築士事務所協会 所在地： 富山市安住町7-1 電 話： 076-442-1135 |

②木造住宅耐震改修支援事業

平成17年度より耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と当市が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。なお、1住宅あたりの延べ面積が全国1位である状況等を踏まえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とした、部分的な改修への支援も平成26年度より行っています。

○木造住宅耐震改修支援事業の概要（※）

| 制度名称 | 概要 | |
|-----------------------|-------|---|
| 木造住宅耐震改修支援制度 (県・市) | 内 容 | ・木造戸建住宅の耐震改修を行う方への助成 |
| | 補助金額 | ・耐震改修に要する経費を補助 (県1/3、市1/3) (但し、補助限度額は60万円) |
| | 対 象 | (1)木造一戸建て、階数が2以下のもの (2)昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの (3)耐震診断結果の評点が1.0未満であるもので以下のいずれかに該当するもの ・建物全体を1.0以上にする耐震改修工事 ・1階だけを1.0以上にする部分耐震改修工事 ・1階の主要居室だけを1.5以上にする部分耐震改修工事 |
| | 申し込み先 | ・魚津市役所都市計画課建築住宅係 所在地：魚津市釈迦堂一丁目10番1号 電 話：0765-23-1031 |

(※) 平成31年度より事業内容の拡充を予定

③住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

木造住宅の耐震改修を含むリフォーム工事の利率優遇や、ブロック塀の安全対策に対する融資利率の実質無利子化（※）を行っています。

○住みよい家づくり資金融資制度の概要

| 制度名称 | 概要 | |
|---------------------------|--------|--|
| 住みよい家づくり 資金融資制度 (県) | 内 容 | ・木造住宅の耐震改修工事を含むリフォーム工事に対する融資 ・ブロック塀等の補強に対する融資 (2020年度まで) |
| | 融資額 | ・500万円以内 |
| | 融資利率 | ・木造住宅の耐震改修 1.7%（固定金利） ・ブロック塀等の補強 1.7%（実質無利子化） |
| | 償還期間 | ・15年以内 |
| | 対 象 | ・富山県木造住宅耐震改修支援事業の要件に合致する住宅の改修 ・倒壊の可能性のあるブロック塀 |
| | 問い合わせ先 | ・富山県土木部建築住宅課管理係 所在地：富山市新総曲輪1番7号 電 話：076-444-3355 |

（※）返済額の利息相当分を、後に県から支払うことにより「無利子」と同等にすること

（２）建築物の耐震化支援

①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断が義務付けされた民間の大規模建築物の所有者に対し、県と連携して耐震診断・耐震改修工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

○住宅・建築物安全ストック形成事業（要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援）の概要

| 対象事業 | 対象建物 | 補助率 |
|------|--|-----------------------|
| 耐震診断 | 要緊急安全確認大規模建築物 | 【5/6】 |
| | | 国 1/2（※） 県・市 1/3 |
| 耐震改修 | 災害時の活用等の協定を市町村と締結する不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物 | 【44.8%】 |
| | | 国 1/3（※） 県・市 5.75% |

（※）耐震対策緊急促進事業補助金を含む

②多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用します。

○国の住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修事業）の概要

| 対象事業 | 対象建物 | 補助率 |
|------|--------------------------------------|---|
| 耐震診断 | 災害時に重要な機能を果たす建築物又は避難所等 | 【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3 |
| | 地方公共団体が実施する建築物 | 国 1/3 地方公共団体 2/3 |
| 耐震改修 | 災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震改修、天井の脱落対策（除却を含む） | 【23%】 国 11.5% 地方公共団体 5.75% |
| | 地方公共団体が実施する避難所 | 国 1/3 地方公共団体 2/3 |

（３）国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

①耐震改修促進税制（※）

| 対象 | 対象となる税 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 住宅 | 所得税 | 現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）を所得税から控除 |
| | 固定資産税 | 固定資産税額（120㎡相当分まで）を1年間1/2に減額 |
| 建築物 | 所得税 法人税 | 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、その報告を行った日以降5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償還 |
| | 固定資産税 | 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（改修工事費の2.5%が限度） |

②住宅ローン減税（※）

10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除

（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

③住宅金融支援機構による融資制度（※）

| 対象 | 融資限度額 | 金利 |
|-----------|--------------------------|---|
| 個人 | 1,000万円（住宅部分の工事費の80％が上限） | 償還期間10年以内 0.59％、11年以上20年以内 0.84％ 死亡時一括償還型融資の活用が可能（（一財）高齢者住宅財団による保証） |
| マンション管理組合 | 500万円/戸（共用部分の工事費の80％が上限） | 償還期間10年以内 0.30％（（公財）マンション管理センターの保証） |

（※）支援、税制、融資いずれも平成31年2月末現在の制度

3 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

（1）耐震診断が義務付けられた大規模な建築物（※1）について

これらの建築物については、義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建て替えができるよう、国や県と連携して必要な環境整備を進めます。

（2）防災拠点施設（※2）について

防災拠点施設（大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物）として指定された場合、耐震診断が義務付けされる一方、耐震改修工事を実施する際に国からの補助率が上がる（1/3から2/5へ）メリットがあります。

このため、県では当市の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、当市が特にその耐震化を進める必要があるとしているものを県計画にて指定できるとしていますが、現時点で指定している施設はありません。今後も、国の補助制度の活用などを踏まえながら、必要に応じて指定を検討します。

（3）避難路沿道建築物（※2）について

県計画においては、富山県地域防災計画に定める緊急通行確保路線について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、などの観点から検証し、本県の道路整備率が日本一である状況などを踏まえた結果、その沿道建築物について耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要のある路線はないとしています。

ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の緊急通行確保路線の通行の確保について、重要性を周知します。

また、緊急通行確保路線については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う道路部局を初めとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係機関との連携体制を整備します。

（※1）要緊急安全確認大規模建築物、（※2）要安全確認計画記載建築物

(4) 各種認定制度等による耐震化の推進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおりの特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

○認定制度の特例措置等の概要

| 認定 | 特例措置メリット等 |
|----------------------------------|---|
| 耐震改修計画の認定 (法第17条) | 耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建蔽率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。 |
| 建築物の地震に対する安全性の認定 (法第22条) | 建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを建築物等に表示することができます。 |
| 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (法第25条) | 「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を区分所有者及び議決権の各1/2以上に緩和(区分所有法の特例で、特例が無い場合は3/4以上) |

(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第2条第3項の「所管行政庁(本市の場合、富山県)」をいう。

第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 相談体制の充実

県庁及び県の出先機関並びに当市都市計画課において、建築物の耐震化についての窓口を設置するとともに、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化促進へ向けての普及啓発に努めます。また、建築関係団体で構成しているとやま住まい情報ネットワークが設置している「とやま住宅相談所」や当市「魚津市地域住宅相談所」等を情報提供の場として活用していきます。

さらに、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、市民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ることや、建築関係団体へも耐震化に向けての普及啓発活動を促進します。

2 パンフレットや耐震改修工事事例集の配布及び講習会等の実施

(1) パンフレット等の配布

県では、木造住宅の耐震診断・改修支援事業を紹介するリーフレット「耐震診断・改修で安心な住まい！」を作成し、新聞への折り込みや駅前での街頭普及啓発活動を実施していますが、当市も当市広報、各種イベントにおける窓口相談や講習会で配布し、普及に努めているところです。

また、耐震診断を実施した者へのフォローアップのため、県では耐震改修工事事例集を作成し、診断実施者全員に配布していることから、当市でも引き続き、耐震化についてのコスト、工法、支援制度について、情報提供を行います。

(2) ホームページの充実と広報誌等の活用

当市は県と協力しながら、ホームページ、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビなどの様々な手段を通じて、木造住宅耐震診断・改修支援事業の活用を市民に広く働きかけ、その活用の促進を図ります。

(3) 出前講座等の開催

自主防災組織等の求めに応じて現地へ出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明するなどの出前講座等を実施し、普及啓発を図ります。また、総合防災訓練などの機会に耐震化についての相談窓口を設置するなど、直接住民に周知する活動を実施し、普及啓発を図ります。

3 リフォームにあわせた耐震改修の推進

県及び当市の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談時等を活用し、より効率よく実施することが可能な、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は居住性ととともに安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図ります。

リフォームにあわせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減築や重い屋根材を軽くするなど、様々な手法も併せて周知するとともに、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により建物本体の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知を図ります。

また平成28年4月1日に施行された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ化の推進や長期優良住宅化リフォームの推進、市産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

4 防災査察等を活用した啓発活動

建築防災週間に県が実施している防災査察等の機会を活用し、多数の者が利用する建築物等の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性について普及啓発を図ります。

5 自主防災組織等との連携

住宅の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、各地区の自主防災組織などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行います。

6 高齢者等に対する啓発活動

高齢者が住む住宅は一般的に、旧耐震基準（昭和56年6月以前に着工）で建てた住宅で、耐震化が必要な住宅も多いことから、ホームページやパンフレットなどの広報だけでなく、よりきめ細やかで充実した啓発活動が必要となります。

県・市・建築関係団体が連携し、戸別連絡、訪問や高齢者の自主組織である老人クラブなどと連携した周知活動を行うなど、きめ細やかな啓発活動を行います。

また、引き続きホームページ等による全ての人に対する啓発に加え、高齢者を含め、耐震化が必要な住宅の所有者を対象としたピンポイントの啓発活動のあり方など、より効果的な啓発手法を検討し、実施していきます。

7 県、関係団体との連携

当市は、県及び建築関係団体と連携して、市民が適切に耐震化に取り組めるよう努めます。

設計事務所、施工業者等が耐震診断や耐震改修等の知識を身に付け、耐震化の重要性を認識し建物所有者に対して適切に相談に応じられるよう講習会を開催すると共に、関係団体においては会員が技術習得に向けて取り組むよう意識啓発を行うよう努めます。また、耐震化へ向けた相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修の技術的相談だけでなく、支援制度等の情報提供を行います。

当市の都市計画課は県の関係課と連絡を密にし所管建築物の耐震化の目標に向けて取り組みます。

また、地域防災体制の整備の観点から災害に強いまちづくりが重要であり、自主防災組織等の防災活動の一環として、地震災害時において倒壊等の恐れがある危険な建築物の把握や、災害時の避難場所までの避難路沿いの危険箇所の点検など、協力をお願いすると共に、地震災害を未然に防止する活動を連携して行います。